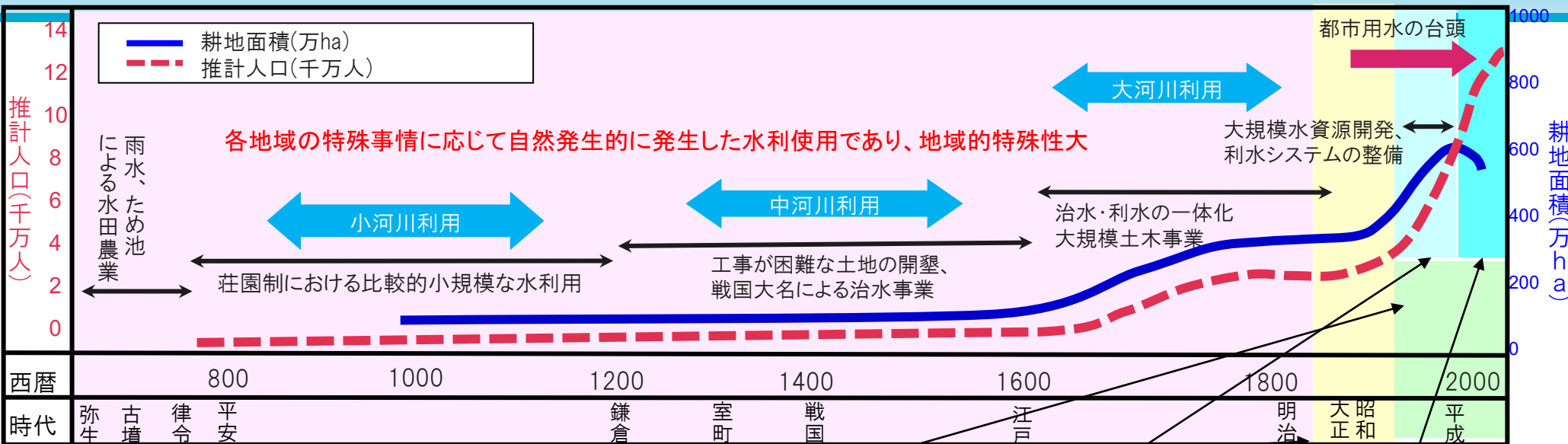


1. 審議会(部会/小委員会)の設置目的

令和7年2月28日
水管理・国土保全局

水管理の歴史的変遷



明治28年以前 (1895年以前)

- ◆村落など水利集団間の抗争慣習・社会的承認による秩序体系（自治的慣行に依存）

※江戸期も、諸法度で原則論を定めたが、利水は農村相互の共同体的処理に任せ、直接幕府は関与しないことが一般方針。

明治29年 (1896年)

- ◆治水重点主義
- ◆従来の慣行水利は温存
- ◆近代河川制度の誕生（水利使用の許可制度）



(旧河川法)

昭和36年 (1961年)

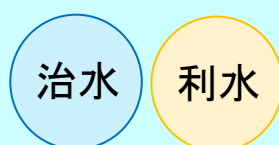
- ◆水資源開発水系の指定
- ◆水資源の総合的な開発等を促進する水資源開発基本計画の決定
 - ・需要見通しと供給目標
 - ・供給目標を達成する施設の建設
 - ・その他重要事項

水資源開発促進法

水資源開発公団法（1961年）
独立行政法人水資源機構法（2002年）

昭和39年 (1964年)

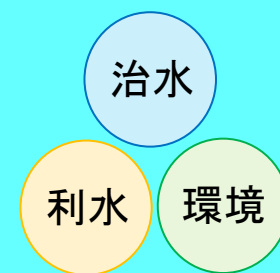
- ◆治水・利水の体系的な制度の整備
- ◆水系一貫管理制度の導入
- ◆利水関係規定の整備

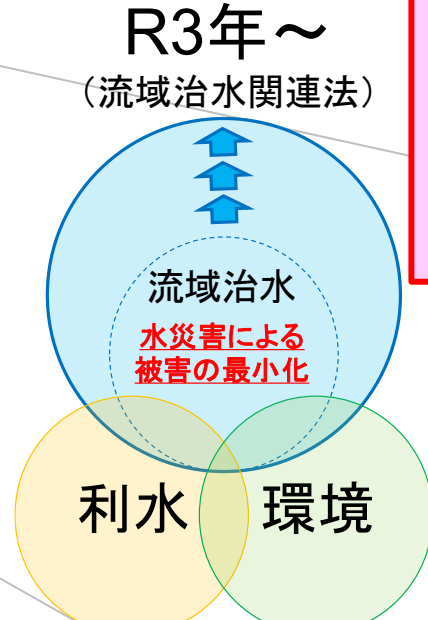
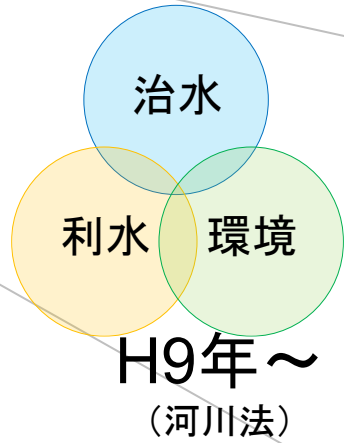


(新河川法)

平成9年 (1997年)

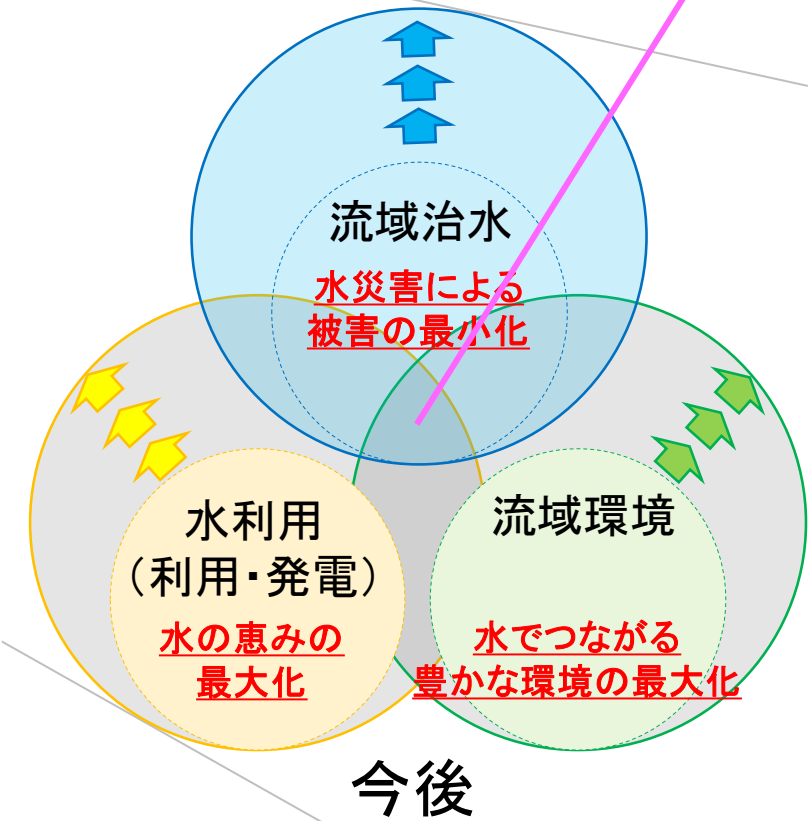
- ◆治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備
 - ・河川環境の整備と保全
 - ・地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入





【目指す姿＝流域総合水管理】

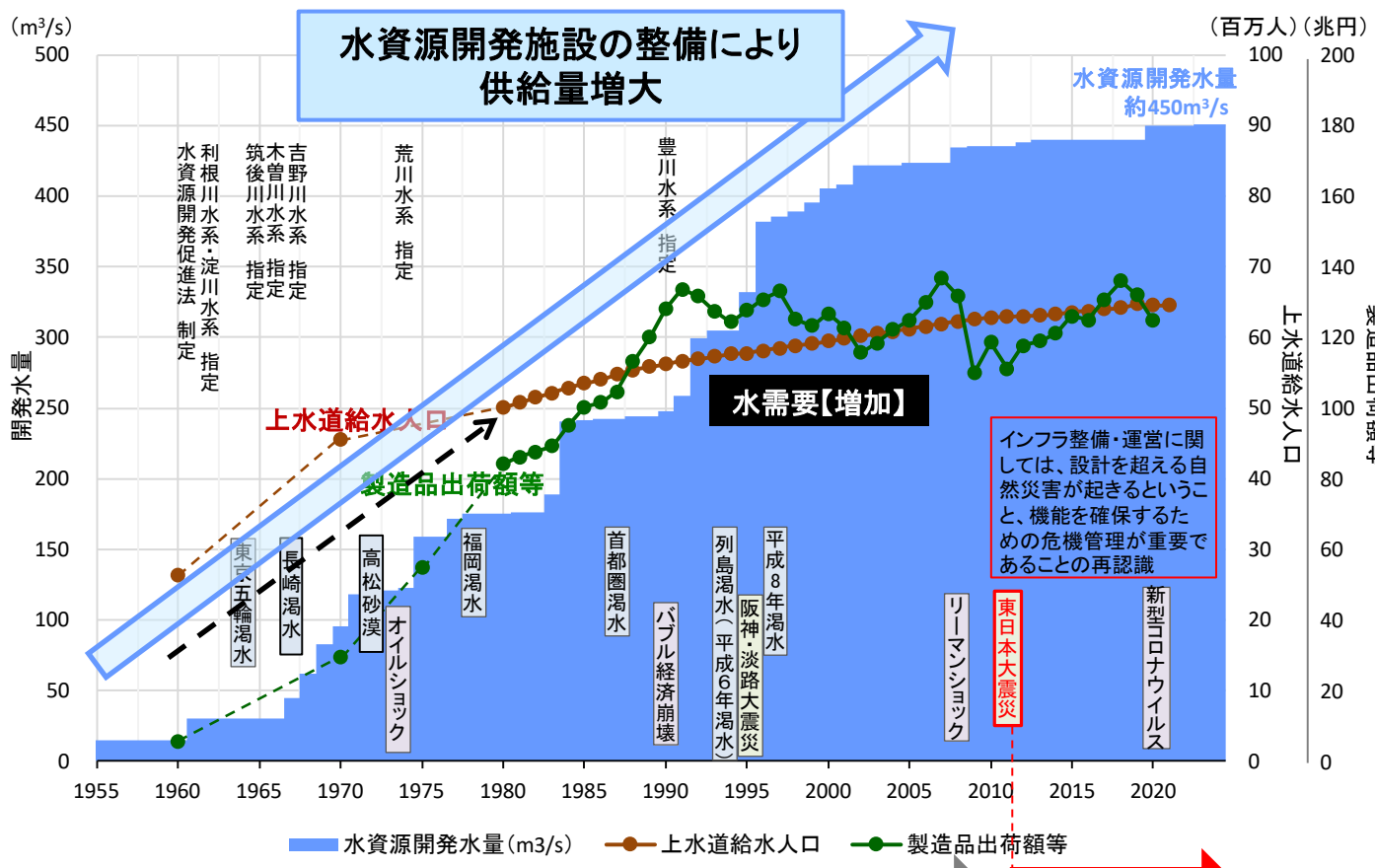
- ・取組を深化すると**重なり合う部分(相互作用)**が生じる
- ・「**相乗効果の発現**」「**利益相反の調整**」を図ることで効果を最大化



	以前	近年
治水	河道内の整備 整備目標:実績洪水	流域治水への転換(事前放流等も) 確率主義→気候変動の影響を考慮
利水	利用 申請に基づく水利許可 対象目標:実績流況	積極的な水利用調整は行っていない 気候変動の影響は見込めていない
	発電 水力発電の建設	ハイブリッドダムの推進(R4～) (運用高度化は試行)
環境	河川整備時の配慮対象 整備目標:定性的	積極的な河川環境の創出までは行うことができていない 定量的な評価に基づく整備に着手 河道内の取組が中心

- 水資源政策は、給水人口の増加等に伴う水需要の増加に対し、新たな水資源開発施設を整備し、供給量の増大を図る展開
- 我が国の人口や産業活動の約5割が集中する水資源開発水系(フルプラン水系)では、多くの水資源開発施設の整備が進展
- 東日本大震災等での危機管理の重要性から、想定する水需要に対して施設整備により供給量を確保する、「需要主導型の水資源開発」から、危機的な渇水等にもハード・ソフト一体で安定した水供給を可能とする「**リスク管理型の水の安定供給**」へと転換

■水資源開発水系※における水資源開発の現状

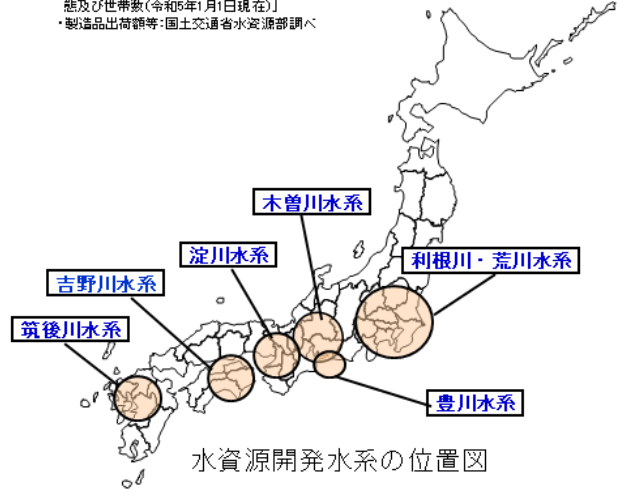


※水資源開発水系(フルプラン水系)

面積 (令和6年1月)	18%	82%
人口 (令和5年1月)	53%	47%
製造品出荷額 (令和2年)	46%	54%

水資源開発基本計画の対象地域

(出典)
 ・面積:国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)」
 ・人口:総務省報道発表資料「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(令和5年1月1日現在)」
 ・製造品出荷額等:国土交通省水資源部調べ



- 国土交通省水資源部作成
- 開発水量は、各水系における現行の水資源開発基本計画の説明資料に掲載されている事業、開発水量に基づき整理
- 開発水量は、事業が完了(概成を含む)したものについて、各事業の完了年度ではなく、施設の管理開始年度に加算
- 上水道給水人口は、公益社団法人日本水道協会「水道統計」をもとに、国土交通省水資源部がフルプランエリアについて整理
- 製造品出荷額等は、経済産業省「工業統計表」をもとに国土交通省水資源部がフルプランエリアについて整理
- 開発水量は年度、上水道給水人口及び製造品等出荷額は年整理



- リスク管理の水資源開発基本計画(フルプラン)の見直しを行う中で、水資源を巡る様々な情勢変化※を把握。
- 国土審議会水資源開発分科会の調査企画部会において、情勢の変化やこれまでの見直し等をフォローアップし、**令和5年10月に今後の水資源政策の深化・加速化の方向性に関する提言をとりまとめ。**
- **本提言を踏まえて、今般の流域総合水管理のあり方についても検討していくことが必要。**

※気候変動の影響の顕在化、水需要の変化と新たなニーズの顕在化、大規模災害・事故による水供給リスクの更なる顕在化等

＜今後の水資源政策の深化・加速化の方向性＞

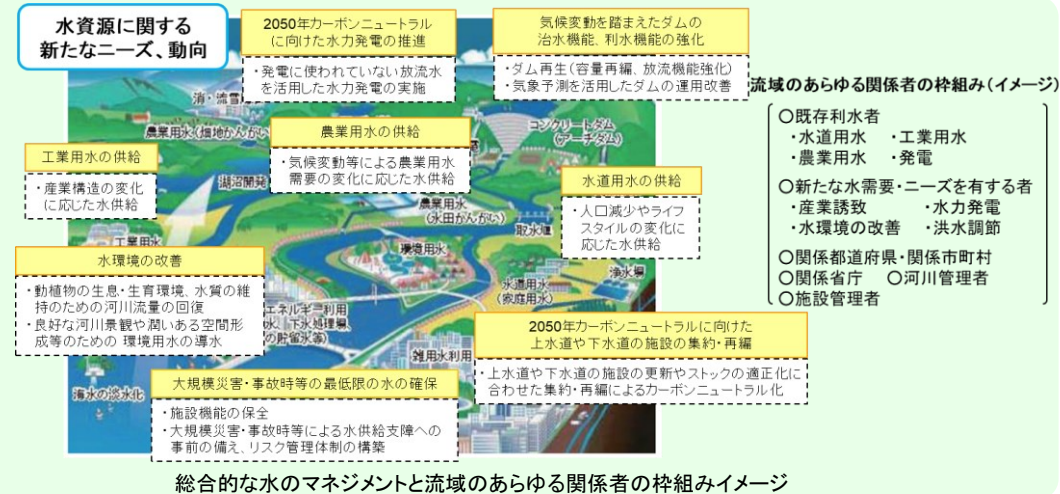
流域のあらゆる関係者が連携した既存ダム等の有効活用等による総合的な水のマネジメントの推進

- 今後の様々な水需要の変化や新たなニーズに対応するため、流域のあらゆる関係者が有機的に連携し、流域の総合的な水のマネジメントの推進を図ることができるよう、関係者間のより円滑な調整を可能にするための枠組みの構築が必要

⇒ **水需給バランス評価等を踏まえた流域のあらゆる関係者が連携した枠組みの構築**

- 水を可能な限り安定して供給する方策など既存ダム等を最大限かつ柔軟に有効活用する方法について速やかに検討する必要その際、水力発電の推進と洪水調節との両立なども併せて一体的に検討する必要

⇒ **気候変動リスク等を踏まえたダム容量の確保・運用の検討**



大規模災害・事故による水供給リスクに備えた最低限の水の確保

- 施設機能の保全に万全を期すとともに、不測の大規模災害・事故時においても最低限の水を確保できるよう、平時から検討を進め備えを強化する必要

⇒ **大規模災害・事故による水供給リスクに備えた最低限の水の確保**



和歌山市水管橋の落橋による断水
令和3年

紀の川以北への**唯一の送水ルート**の事故により、約6万世帯(市内全体の約4割にあたる約13.8万人)で断水



矢作川における取水障害
令和4年

上水、工水、農水を取水する施設で漏水による水供給支障が発生(農業用水は発生後76日後に全ブロック通水、工業用水は104日後に通常受水)

水資源政策の深化・加速化に向けて、「デジタル技術の活用の推進」「将来の危機的な渇水に関する広報・普及啓発」「2050年カーボンニュートラルの実現に向けた水インフラの取組の推進」が重要

水循環基本計画の変更

水循環基本計画の変更について

- 令和6年4月の水循環政策本部会合(第6回)の総理指示を踏まえ、水循環基本計画の変更等に着手
- 令和6年8月30日に岸田総理や齊藤国土交通大臣参加の下、水循環政策本部会合(第7回)を開催し、その後の閣議において新たな水循環基本計画を閣議決定(あわせて、水循環政策本部で主要施策の工程表を決定)

参考 齊藤国土交通大臣の発言(水循環政策本部会合(第7回))

- 令和6年能登半島地震を踏まえ、上下水道システムの「急所」となる浄水場や基幹管路などの最重要施設や、災害時の拠点となる避難所、病院などの重要施設に関わる上下水道管について、耐震化状況の緊急点検を10月までに行い、その結果を踏まえ、水道事業者・下水道管理者による耐震化計画の策定などの対策を推進
- 人口減少や上下水道施設の老朽化等の課題に対応するため、DX技術導入などによるメンテナンスの効率化や、水道100件・下水道100件のウォーターPPPによる官民連携の具体化を推進
- 2050年カーボンニュートラルに向け、水力エネルギーを最大限活用できるよう、デジタル技術を導入したダム管理の高度化や、官民連携の一層の推進に取り組む
- 流域の関係者が協働した「流域総合水管理」の取組を、全国109の一級水系全てで、各水系の特性を踏まえつつ、順次、取り組む



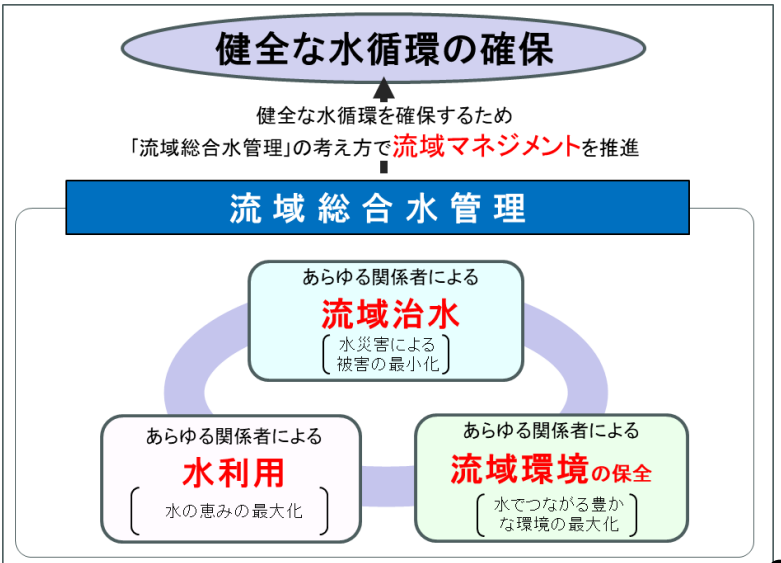
新たな水循環基本計画において「重点的に取り組む主な内容」

- 今後おおむね5年間は、主に以下の取組に重点を置いて取組を推進
 1. 代替性・多重性等による安定した水供給の確保
 2. 施設等再編や官民連携による上下水道一体での最適で持続可能な上下水道への再構築
 3. 2050年カーボンニュートラル等に向けた地球温暖化対策の推進
 4. 健全な水循環に向けた流域総合水管理の展開

このほか、教育・人材育成、普及啓発、技術開発、国際連携・協力などにも注力

主要施策の工程表

- 重点的に取り組む主な内容ごとに、主要施策の工程表を作成



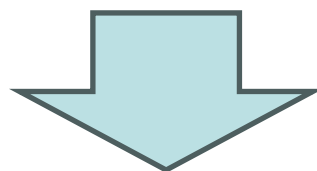
「流域総合水管理」の考え方(イメージ)

審議会(部会/小委員会)の設置目的

- 恵みと災いの双方をもたらす水を巡っては、水災害の激甚化・頻発化だけでなく、気候変動による渇水リスクの顕在化、人口減少や産業構造の変化による水需要の変化、水インフラの老朽化、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブに向けた対応など、治水に限らず利水・環境においても変化する課題への対応が求められている。
- この対応に向けて、治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者と協働して取り組むとともに、社会経済情勢等の変化や技術の進展を踏まえ、流域治水・水利用・流域環境の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図ることなどにより、「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する。
- 本部会/小委員会では、流域総合水管理のあり方について方向性(制度、仕組み等)を審議していただく。

- 本部会/小委員会では、流域総合水管理のあり方について方向性(制度、仕組み等)を審議していただく。

(設置目的の抜粋)



(1) 流域総合水管理により解決すべき課題について

(2) 流域総合水管理により目指す方向性について

国土審議会 水資源開発分科会

(水資源開発水系及び基本計画に関する重要事項について調査審議)

水資源政策全般に関して調査審議する場

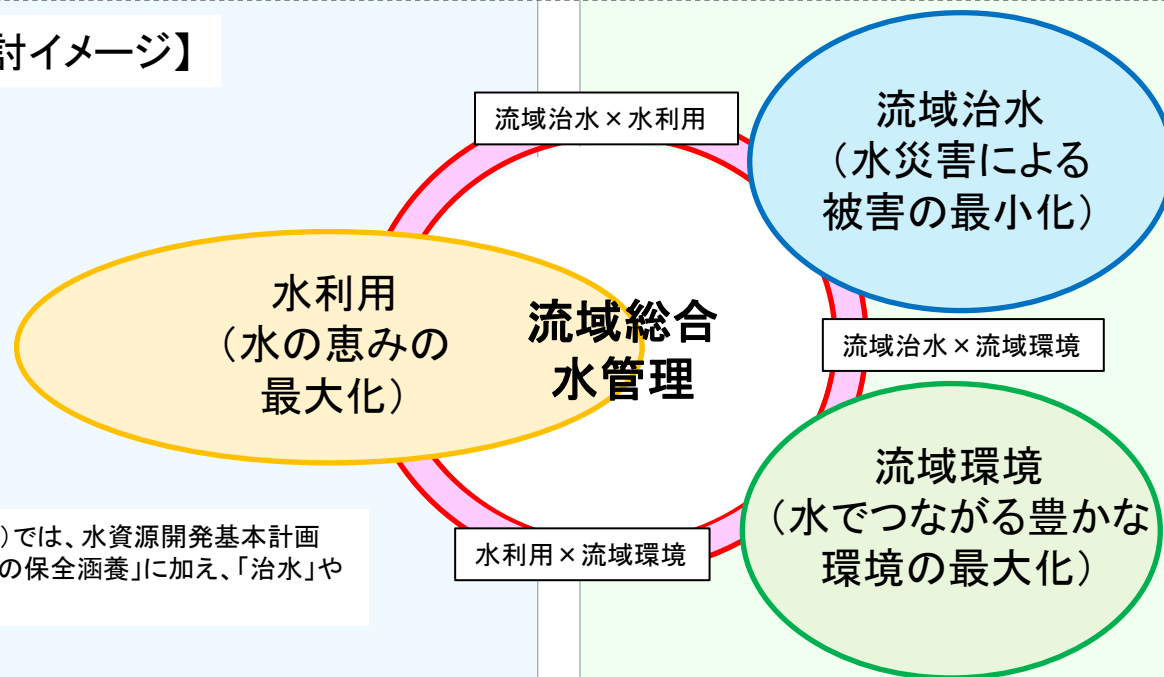
(利水関係省庁推薦委員含む)

社会資本整備審議会 河川分科会

(河川に関する重要事項の調査審議)

河川に関することを調査審議する場

【流域総合水管理の検討イメージ】



※水資源開発促進法(1条、4条3項)では、水資源開発基本計画(フルプラン)の策定に当たり、「水源の保全涵養」に加え、「治水」や「発電」等に配慮することを規定

<合同開催の理由>

- 河川法の目的である治水(災害の発生の防止)、利水(河川の適正利用、流水の正常な機能の維持)、環境(河川環境の整備と保全)について、各々の取組を深化するとともに、相互作用する部分について相乗効果の発現や利益相反の調整を行うことで各々の効果を最大化することを目指しており、河川分科会(社会資本整備審議会)で審議を行うことが妥当である。
- 合わせて、水の恵みの最大化に向けて、水資源の総合的な開発に加えて、利用の合理化を促進する水資源開発促進法を所掌する水資源開発分科会(国土審議会)において審議を行うことが妥当である。
- 上記を踏まえ、流域内の総合的な水管理のあり方を審議すべく、河川分科会及び水資源開発分科会を合同開催するものである。